

令和2年度 川崎市学習支援・居場所づくり事業（高津区南部小学生支援）に係る質問書の回答について

番号	質問	回答
1	川崎市ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業とはどのようなものか、御教示ください。	別添資料を御参照ください。
2	仕様書 P5-10 (2) (3) 利用回数は原則週1とし、1回定員10名×2回=20名を定員とする記載について。 川崎市ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業を利用している児童は週2回利用している現状であるが、本事業への移行後は現利用児童は週1回利用に減らす必要があるのか。	仕様書10(2)において、「事業の利用回数は、原則として週1回とする。ただし、発注者が認めた者については、この限りではない。」としており、利用者の事情に応じて、担当部署と協議の上、本市が必要と認める場合には週2回利用することも可能です。
3	仕様書 P3-9 現時点で川崎市ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業を利用している児童についても、本事業開始時には新規利用者と同様に福祉事務所またはこども家庭課に利用申込を届け出る必要があるのか。	生活保護受給世帯については、仕様書9(1)の手順に従って利用申込をする必要があります。 ひとり親家庭世帯については、仕様書9(2)及び実施要綱第7条に定めるとおり、利用申込をする必要があります。
4	仕様書 P5-11 (1) イ・ウ 「教員免許又はそれと同等の能力を有していると認められるもの」について、具体的にどのようなものが認められるのか。児童養護施設等において、学習支援場面等で日常的に子どもの学習を支援している職員や、幼稚園教諭などはこれに含まれるのか。	教員免許を有している方が望ましいですが、本事業の趣旨を理解し、事業の効果的な運営に寄与できる方で仕様書11(1)イ及びウに定める各業務を行う能力を有している者であれば「同等の能力を有している者」とみなすことは可能です。
5	<企画提案書の提出> 企画提案書の提出について、規定等ありますか。 例えば、 ・提出方法はレールホルダー、フラットファイルに綴じるなど想定はありますか、 ・実施事業者名等を隠す等のマスキングの必要はありますか ・提案書の作成においてページ制限はありますか、 ・フォント、字体の指定（例、ゴシック体、大きさ10.5など）はありますか。	企画提案書の提出について、募集要項以外の規定はございません。 ・提出方法について、募集要項のとおりA4版、横書き、左綴じであれば綴じ方に決まりはございません。 ・事業者名を隠すマスキングは不要です。 ・提案書の作成におけるページ制限について、特に決まりはございません（選考委員会における説明時間は15分程度を予定しております。） ・フォントや字体について、募集要項のとおり日本語であって読みやすいものであれば指定はござ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問項目を揃えれば、パワーポイント、ワード等の自由様式での作成可との認識でよいですか。</li> </ul>	<p>いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書は、提案内容に沿った形に、自由形式で作成していただくことを想定しております。</li> </ul>
6	<p>&lt;現況の支援の状況について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの地区の、<u>学習支援の実施場所と事業者名</u>を教えてください。</li> <li>・<u>現事業者の実施方法</u>を、<u>地区毎</u>にご教示ください。</li> </ul> <p>(例) 学習支援は週1回120分、居場所支援は毎日16時～21時 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期講習の実施実績を、地区毎にご教示ください。</li> </ul> <p>&lt;支援の実施内容など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援実施場所として、当社の教室を利用することは可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のそれぞれの地区の実施場所については、利用者への配慮のためHP上に公表できません。恐れ入りますが、個別にお問い合わせ願います。受託事業者名も個別の問い合わせにて回答いたします。</li> <li>・現事業者の実施方法について 1 ページ回答番号1の資料を御参照ください。</li> <li>・短期講習の実績について 短期講習を実施している区はありません。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各履行場所の地区内において、支援が可能な実施場所を御提案いただくことは可能です。</li> </ul>